

8. 社会福祉一般施設

(1) 有料老人ホーム（老人福祉法第29条第1項）

* 担当課室 介護サービス指導課 TEL 073-441-2527

民間主体で施設を設置し、老人福祉施設と異なり、利用者が全てのコストの負担を行って食事の提供や日常生活に必要なサービスを提供する施設です。

有料老人ホーム（きのくに介護deネット）（外部リンク）

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040800/d00222660.html>

※上記URLにアクセスし、「有料老人ホーム」をご確認ください。